

# アチーブ進学会規約

## 総 則

1. (契約の成立) 入会申込契約者(以下、契約者とする)は、本規約の内容及び以下の条項を承諾のうえ、アチーブ進学会(岐阜市柳津町宮東1-80、以下、当会とする)に対して入会及び受講契約の申込(受講登録及び年次契約更新)を行い、当会が承諾した場合において契約(以下、本契約とする)が成立します。
2. (契約の形態) 本契約は別段の意思表示がないときは月単位(月初から月末まで)で更新され、契約者の自由意思によって月単位で解約できます。これにより、本契約は特定継続的役務提供契約(特商法)には当たらないことに合意します。
3. (受講登録) 受講登録には事務手数料(1処理3,300円)が必要です。ただし、入会申込時、年次契約更新時および同一年度内初回の追加受講申込時の事務手数料は無料です。
4. (解約) 当月5日までに解約の申し出があった場合、当月末日付で本契約を無料で解約できます。
5. (退会) 本契約のすべての解約をもって退会とします。休会制度はありませんので再入会には入会金が必要です。
6. (コース認定) 本科・受験科等を受講する際には認定審査を受けるものとします(新規契約及び年次契約更新時)
7. (学期呼称) 3~8月を前期、9~2月を後期とします。本科・受験科では学校長期休業期間に季節学期(夏期/冬期/春期)を途中に設けて実力養成を図ります。季節学期においては別の申込方法によって外部生を受け入れるものとします。
8. (休講) 祝祭日、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始は通常授業を休講とします(特別企画を除く)。
9. (納付方法) 口座振替開始以前の授業料等(入会金、当月・翌月分授業料)は郵便振替(手数料は契約者負担)、以降、当月分授業料等を前月27日に口座振替(金融機関休業日の場合は翌営業日、手数料は当会負担)で納付するものとします。なお、振替できなかった場合は当月5日までに納付するものとします(手数料は契約者負担)。
10. (原状回復) 教室備品及び校舎設備を故意または過失によって破損したときは、実費修繕又は弁償するものとします。
11. (情報更新) 契約者住所、電話番号等登録事項に変更が生じた場合は、速やかに当会まで連絡するものとします。

## 実りを豊かにするための学習者の姿勢と家庭環境への取り組み

12. (会員の学習姿勢) 「受講の手引き」に記されている会員の心がまえや諸規則を守り、勉学に励むものとします。
13. (当会との連携) 当会からの案内、連絡は、生徒・保護者共用会員メール([名.姓]@academion.com)、ウェブサイトwww.academion.com、会員ブログ ayabe.at.webry.info を通して行い、保護者は周知及び監督に努めるものとします。
14. (家庭内の連携) 契約者は会員含む家族間の意思統一を図り、家族の申し出は契約者意思を代理するものとします。
15. (各種連絡) 欠席、遅刻、早退する場合及び教職員への相談や問合せがあるときは、メール(notice@academion.com)、当会ウェブサイトのメールフォーム又は電話(平日9:00-18:00)で連絡するものとします。また、教職員が学習指導等に専念するために業務中の電話及び予約のない来校には応対しないものとします。相談や問合せの連絡に対しては休校日を除いて2日以内をめどに順次対応に努めるものとします。
16. (入退室メール) 会員は「会員カード」を携行し、入退室時の電磁記録と契約者へのメール送信を行うものとします。
17. (学習管理) 会員は連絡帳(My PLAN/達成ノート)を携行し、予定やもちものを会員自身が管理できるように努めるものとします。契約者は定期的に確認して自己管理指導に努め、家庭学習の充実に尽力するものとします。
18. (テスト・検定) 実力テスト、英検・漢検・数検等の成果は、クラス・レベル認定、学習進路指導の基準とします。
19. (教育相談) 契約者は定期的に開催される保護者会、セミナー、無料相談会等に積極的に参加して、子育て・教育に関する問題を協議によって解決するものとします。それ以外は個別相談で随時対応するものとします(30分3300円から)。

## 学力停滞時対応、会員指導、契約紛争解決等

20. (教場健全性維持) 会員の忘れ物、私語、不正行為、立ち歩き、粗暴な行為、反抗等によって、教育活動に支障をきたす、あるいは第三者に迷惑・不利益を与えるおそれのある場合は、教職員の判断で退室又は退校を命じるものとします。
21. (改善勧告) 会員の習熟度、学ぶ姿勢、家庭環境等が不十分であると判断したときは、補習及び受講コース又はクラスの見直しを勧告することがあります。勧告を受けたときは、会員及び契約者は速やかな対処に努めるものとします。
22. (特別配慮) 教育上・契約上特別な配慮が必要な場合は事前申し、双方協議の上、合理的対処を講じるものとします。
23. (懲戒) 本規約違反(授業料等滞納含む)、公序良俗に反する行為、安寧秩序を妨げる行為など、健全な学習教授場としての運営に支障をきたすと判断されるときは、「訓告」、「受講解除」、「登校停止」、「退会」の処分を行うものとします。
24. (紛争の解決) 本規約に定める事項及び契約内容について疑義が生じた場合、その他本規約に関して争いが生じた場合は、双方協議の上で解決し、本契約及び本規約に定めのない事項については民法その他の関連諸法によるものとします。
25. (合意管轄) 契約に関する一切の紛争(調停手続含む)は岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
26. (調査研究) 当会は教育研究校であるため各種検査の統計量(平均値・標準偏差など)は学会、学術論文等で公開されることがあります。なお、個人情報の保護、実施手続きは関連法令、倫理規程に基づき適正に行うものとします。
27. (規約の変更) 当会は本規約の変更をすることができます(民法第548条の4)。その場合、その2か月以上前に当会の校舎並びにウェブサイトで変更後の内容並びにその効力が発生する施行日を告知するものとします。